

(1)-3 著作権法関連の改正実態及び重要動向 200810-200907

01	知的財産局で一元化した窓口を 著作権仲介団体と利用者紛争解決に取り組む (2009.01)
02	音楽著作物の利用許諾、料率の一元化や単一窓口の設置を協議へ (2009.03)
03	著作権法 ISP 法案 立法院を通過、通称「セーフハーバー条項」盛り込む (2009.04)
04	著作物の二次公開放送 刑事責任免除の方向で検討 (2009.05)
05	著作権仲介団体 共同の利用料率を制定すべき、知的財産局は法改正を検討中 (2009.06) 著作物利用料をめぐる市場の混乱を收拾するため

**01 知的財産局で一元化した窓口を 著作権仲介団体と利用者紛争解決に取り組む (2009.01)**

長い間著作権仲介団体（著作権管理団体）と利用者間の利用料徴収をめぐる問題について、知的財産局は解決策を模索している。問題は大きく分けて四つある。

1. 仲介団体が多すぎて、利用者がどの団体と著作権のライセンスングについて交渉をすればよいか、利用料はどこに支払えばよいか？
2. 仲介団体の利用率の計算方法が異なり、実際の著作権管理の数と市場シェアを反映することができず、相場とかけ離れている等問題が生じる。
3. 仲介団体が刑事告発を濫用することが問題にされている。
4. 著作物利用の細分化が問題にされ、また源泉からライセンス供与を受け、利用料を徴収すべきである。

以上の問題をめぐり知的財産局が打ち出した解決策について各仲介団体と話し合いを進めた結果、ようやく合意に至り、次の結論が出された。

1. 単一窓口の設置：知的財産局に各仲介団体の合同オフィスを設置すること。
2. 仲介団体の利用率計算基準の一元化：海外の著作権管理団体の利用率等関連情報を知的財産局が収集して、各仲介団体の現行料率が合理的かどうか？今の利用料徴収状況を把握し、料率計算方法の一元化を各団体間で協議する。
3. 仲介団体の市場シェア調査：市場における利用率の評価は利用料徴収の根拠となる重要な参考資料であるため、最初は放送局からその利用状況を調査し、それからテレビ局、カラオケ等利用類型の利用状況について調査を行う。
4. 仲介団体の刑事告発手続：知的財産局の協調を経て、各仲介団体は刑事告訴の提起を慎重に行うことで合意した。「著作権仲介団体刑事訴追作業の流れ」に関する素案が出され、仲介団体と利用者のこれについての意見を募集してから、法務部（法務省に相当）、警政署（警察庁に相当）等法執行機関と協議する。

このほか、立法院で審議中の著作権仲介団体条例改正案が成立すれば、団体数の管理、利用料徴収のための単一窓口の設置、利用率の一元化、仮支払制度、利用者による料率設定項目の請求、刑事責任排除制度の設計等、著作物利用市場の健全化や安定化に寄与するとの期待が大きい。（2009.01）

情報源：知的財産局

**02 音楽著作物の利用許諾、料率の一元化や単一窓口の設置を協議へ (2009.03)**

音楽著作物使用料率が一律でないため、知的財産局は、複数の著作権管理団体が単一窓口の設置、比例的料率の採用等を著作権仲介団体に求めること、放送局及びテレビ局が著作権者と使用料率を交渉し、不調に終わった場合、知的財産局に強制利用許諾の請求ができること、そして飲食店や量販店がラジオを放送したりするときに著作権集中管理団体、いわゆる仲介団体に利用許諾権を取得すれば十分で、一々著作権者と交渉する必要がないなどを盛り込んだ法案を提出している。

各仲介団体が徴収する著作物利用料が一律でなかったり、団体が多すぎて利用権の取得が困難だったり、著作権者が権利喪失を訴えたり利用者は利用料が高すぎたりするなど権利者側と利用者側がそれぞれ不満を持っている。さらに著作権者は刑事告訴で利用者の法律責任を訴追することができるため、地位の不平等で交渉をますます難しくしている。

知的財産局が作成した「著作権仲介団体条例改正案」によると、仲介団体の数を制限するため、現有団体が合併を申請することができるほか、仲介団体使用報酬率を新たに設けて、4年以内に団体の変更ができないことも盛り込んでいる。また、仮支払体制を確立し、著作権者と利用権者が使用料率を協議する間に、著作権者の権利を保障するため、利用者が利用料の一部を一時的に支払う必要がある。

一方、公開放送の形態は一次的公開放送と二次的公開放送に分けられる。一次的公開放送とは、放送局、テレビ局で放送した番組をいう。二次的公開放送とは、営業場所で受信した放送局・テレビ局の番組をスピーカー等設備で原放送した番組を拡大して再放送し、お客様に提供することをいう。例えば、量販店、レストラン等。

現在、立法院で審議中の著作権法改正案（行政院案）は団体数の管理、使用報酬率（使用料率）の規制、刑事訴追の制限等一部の問題を解決することができるが、さらに実務上の問題を解決するため、知的財産局は最

近開かれた公聴会で提出した改正案のポイントは、1. 二次的公開放送の権利（旅館、病院、お店、観光バス等公共場所で公開に放送した放送局或いはテレビ局の番組）は、著作権集中管理団体に限って行使することを認めること、2. 放送局・テレビ局の一次的公開放送の利用形態は、団体に加入していない著作権者と利用許諾をめぐる交渉が失敗した場合、知的財産局に強制利用許諾を請求することができること、3. 今の多元化した集中管理団体を管理することが難しく、かつ徴収する使用料率の不一による混乱を收拾し、並びに複数の団体に対して同一の利用形態について利用料を徴収するときに単一の「共同使用料率」を定めることを義務付けることによって、利用許諾の簡略化を図り、社会大衆が著作物を合法に利用する意欲を向上させること、があげられる。(2009.03)

著作権法の一部を改正する案			
放送の種類	定義	適用対象	関連規定
一次的放送	著作物を直接に放送する	放送局、テレビ局	第71条ノ1： ラジオ若しくはテレビが、既に公表した著作物を公開に放送し、又はその放送した著作物を同時にネットワーク若しくはその他の通信方法により公衆に伝達しようとするときは、著作財産権者に許諾を求めたが、協議が達成しない場合、著作権事務専門機関に強制利用許諾を請求し、かつ利用料を支払ったうえで、当該著作物を利用することができる。 前項の強制利用許諾の許可を請求前に、調停を経なければならない。 著作権事務専門機関は第1項の許可の請求を、著作権事務専門機関のウェブサイトに公布しなければならない。 第1項の利用料の金額は、一般の著作物について自主的な交渉を経て支払うべき合理的な利用料に相当しなければならない。 第1項の許可申請、利用料の金額又は計算方式及びその他遵守すべき事項に関する方法は、著作権事務専門機関が定める。
二次的放送	スピーカー、ラップ等を使って放送局・テレビ局の番組を放送する	旅館、病院、コンビニに、スーパー、バス、売り場、デパート等	第37条ノ1： 次の各号に掲げる場合の一に該当する場合は、著作財産権の利用を他人に許諾することは、著作権集中管理団体が行使しなければならない。 一．有線電信、無線電信その他の器材の放送システムが情報を伝送する方法をもって、原放送した音声・映像を公衆に伝達する場合。 二．スピーカーその他の器材により原放送した音声又は映像を公衆に伝達する場合。

情報源：知的財産局 2009.03.05

### 03 著作権法 ISP 法案 立法院を通過、通称「セーフハーバー条項」盛り込む (2009.04)

インターネット上の権利侵害行為はインターネットサービスプロバイダーが提供するサービスを利用して遂行するもので、著作権への保護に大きな衝撃を与えている。これに鑑み、行政院はセーフハーバー制度を参考にし、インターネットに権利侵害コンテンツが流れるのを有効に抑制するために提出した、「著作権法の一部を改正する案」、いわゆるISP法案（ISP業者の民事免責事由）が4月21日、立法院で可決され、成立した。

次に今回の法改正が著作権者、ISP業者、ユーザーに対する影響をそれぞれ説明する。

#### 一．著作権者への影響

1. 著作権者はその著作権を侵害した行為について、一般の司法救済手続きを通じて実際の権利侵害者に権利を主張することができるほか、今回の改正規定により、ISP業者に対し権利侵害に係るコンテンツ或いは関連情報を速やかに除去（削除）いわゆる通知/除去（Notice & Take Down）することを通知し、損害の拡大を食い止めることも考えられる。
2. また、ユーザーがP2Pソフトを利用してその権利を侵害したことについて、著作権者もインターネ

ット接続サービスを提供するISP業者を通じて「警告書」を当該特定IPアドレスのユーザーに転送し、著作権侵害行為を行わないよう注意を訴えることができる。

二．ISP業者への影響

- 1．ISP業者にとって、権利者に協力して通知／除去（Notice & Take Down）手続を実行すれば、他人の著作権を侵害したとされる行為については、権利侵害を告訴されるリスク及び権利侵害容疑者と共同で民事責任を負担するを免除されることが可能である。これはいわば「セーフハーバー」である。
- 2．ISP業者がこのセーフハーバーに順調に入れるために、ユーザーにサービスを提供する前に、ISP業者はその著作権関連保護措置を明確にユーザーに告知しなければならず、またユーザーが三回にわたって著作権侵害に関わったと告知されたときは、ISP業者はそのサービスの全部又は一部を停止することになる。

三．ユーザーへの影響

- 1．インターネットで権利者から許諾を受けていない音楽、文章若しくは映像のダウンロード、転載、海賊版販売又はP2Pソフトを利用した伝達を任意で行ったことを、著作権者が発見し、警告書を出したときに、ISP業者は当該権利侵害に関わった情報を削除するほか、当該IPアドレスのユーザーに著作権者が出した「警告書」を転送する
- 2．ユーザーがうっかりしてインターネットで他人の権利を侵害したようなことをしたときは、今回の法改正で盛り込んだ「通知／除去（削除）」の手続で法律の訴追を避けることができる。
- 3．特に説明しなければならないのは、今回の法改正でユーザーの個人情報及びプライバシー保護は十分に配慮されている。もし、告発されたユーザーによる権利侵害情報が除去された後、「復原通知」を出して除去された情報の復原を求めなかった場合、ISP業者はそのユーザーの個人情報を権利者に開示することができない。

本法案のポイントは次のとおり。

- 1．インターネットサービスプロバイダーの定義を新設する（第3条第1項第19号）。
- 2．インターネットサービスプロバイダーは第六章ノ一の民事免責事由の共通要件を適用することができる（第90条ノ4）。
- 3．各種インターネットサービスプロバイダーがそのユーザーによる他人の著作権若しくは出版権を侵害する行為について、本法に定めた手続を確実に遵守すれば、賠償責任を負わなくてよい（第90条ノ5から第90条ノ8）。
- 4．情報保存サービスを提供するインターネットサービスプロバイダーが復原措置を実行するときに遵守すべき事項を定める（第90条ノ9）。
- 5．インターネットサービスプロバイダーが規定により著作権若しくは出版権の侵害に関わった情報を除去（削除）するときは、ユーザーに賠償責任を負わない（第90条ノ10）。
- 6．不実の通知若しくは復原通知により他人に損害を生じさせたものは、その生じた損害について賠償責任を負う（第90条ノ11）。
- 7．主務官庁に法規命令で前掲関連新設条文の実行にあたっての細目を定める権限を付与する（第90条ノ12）。

(2009.04)

**04 著作物の二次公開放送 刑事責任免除の方向で検討 (2009.05)**

無線電気通信設備を通じた放送は一次放送。放送局が無線電信を利用して放送した内容は二次放送。売り場をはじめとする営業場所による公開放送は三次放送。いずれの段階の放送にせよ、世界のどこへ行っても利用料を支払うのは当然のことである。

営業場所による公開放送の二次的利用、例えば旅館、病院、美容院等がケーブルシステムを経営する業者が受信したテレビの内容、或いは量販店、レストランが受信したラジオ放送やテレビ番組を受信した後、さらにスピーカー等のような設備を利用して最初に放送した効果を拡大して、その場にいる顧客を楽しませようとする行為は、現行制度では、利用される全ての著作物について利用許諾を受けなければならない。ただ、設備をオンにして公開放送を二次的に利用することは即ち著作物の利用に該当し、利用者は随時に権利侵害を訴えられるリスクにさらされることになる。ところが、国内は著作権仲介団体が徴収する利用率がまちまちで、ライセンスが複雑になり、これをめぐり著作権者と利用権者が長い間争っている。

知的財産局は著作権法第37条ノ1と第71条ノ1を新たに設け、公開放送の二次的利用についての利用許諾を集中管理制度に取り入れて権利を行使するように進め、また著作物を他人に利用させるときは著作権集体（集中、集団の意）団体が（権利を）行使すると規定することにしていた。ラジオ放送局或いはテレビ局が公開放送をしたいが、著作権者との間に協議が成立しない。このような場合においては、知的財産局に強制利用許諾の許可を申請することができるようにしたいというのである。

しかし、知的財産局が先日開いた公聴会で、著作権者と利用権者は合意に至らず、同局はこの問題を先送りにした。各界の反対意見を次のように略す。

1. 著作物のタイプによってそのライセンスのモデルが異なり、二次的公開放送の権利を集中管理団体を通じて行使することは現在の市場秩序に影響する。

2. 二次的公開放送について権利を行使するかどうかは権利者が決めることで、権利者が行使するか、そして如何に行使するかの権利を尊重すべきであって、強制して介入することは妥当ではない。

3. 今の二次的公開放送の紛争は権利者が刑事訴追の権利を有することに起因する。

このため、知的財産局は当分の間、第37条ノ1の立法化の推進を止め、その代わりに、第37条第6項に第二号、第三号を追加する。即ち、最初に放送した著作物を再び公に放送し、又はスピーカーその他の器材を使って最初に放送した音声又は映像を公衆に伝達することが関わる著作権問題は民事上の救済にとどまり、刑事上の救済を排除する（詳しくは下表をご参照）。

同条が改正される前に、利用者が公開放送により権利を侵害されるおそれがあると認めるときは、一先ず書簡を發して利用者にその旨を通知し、利用者から何ら返事が来ない場合、再び通知をする。もし、利用者はなおこれを無視するときは、著作権者は内容証明を發し、1ヶ月から1ヶ月半ぐらいの協議期間を与える。それでも利用者は何の反応も示さない場合、仲介団体は刑事訴追を行うことができる。

上に述べた問題について、各国の実務はどうなっているかをみると、各国の権利者の多くは仲介団体に権利行使を任せているし、刑事訴追についても余り行わない。再放送、スピーカー等の器材を使って公衆に著作物の内容を伝達することなど著作権者が専有する権利について、加盟国は権利を行使しうる条件に関する規定のベルヌ条約第11条ノ2第2項を参考に、知的財産局は「著作権法第37条改正案」を提出し、同条第6項に第二号、第三号を追加して、最初に放送した著作物を再び公に放送し、又はスピーカーその他の器材を使い、最初に放送した音声又は映像を公衆に伝達するときに、著作権者に対する救済は民事のみにし、刑事上の救済を排除する。

著作権法第37条に関する改正案	
改正条文	現行条文
<p>第37条 著作財産権者は他人に対し、その著作物の利用を許諾することができ、利用の許諾に係る地域、期間、内容、利用方法又はその他の事項は当事者の約定による。その約定が不明な部分については、未許諾と推定する。</p> <p>前項の許諾は、著作権者が後にその著作財産権を譲渡し又は再許諾することにより影響を受けない。</p> <p>非専属許諾におけるライセンサーが著作財産権者の同意を得ないで、その授与された権利の利用をさらに第三者に許諾することができない。</p> <p>専属許諾におけるライセンサーはその許諾された範囲内において、著作財産権者の地位をもって権利を行使し、また自己の名義をもって訴訟上の行為をすることができる。著作財産権者は、専属許諾の範囲内での権利行使ができない。</p> <p>第2項から前項までの規定は、中華民國90年(2001年)11月12日の本法改正施行以前に為された許諾については、適用しない。</p> <p>次に掲げる場合のいずれに該当するときは、第七章の規定を適用しない。但し、著作権集中管理団体に属する著作物は、この限りでない。</p> <p>一、音楽著作物が許諾を経てカラオケ装置に複製された場合、利用者はそのカラオケ装置を利用して当該著作物を公に実演する場合。</p> <p>二、最初に放送された著作物を再び公に放送した場合。</p> <p>三、スピーカー又はその他の器材をもって最初に放送した音声又は映像を公衆に伝達した場合。</p>	<p>第37条 著作財産権者は他人に対し、その著作物の利用を許諾することができ、利用の許諾に係る地域、期間、内容、利用方法又はその他の事項は当事者の約定による。その約定が不明な部分については、未許諾と推定する。</p> <p>前項の許諾は、著作権者が後にその著作財産権を譲渡し又は再許諾することにより影響を受けない。</p> <p>非専属許諾におけるライセンサーが著作財産権者の同意を得ないで、その授与された権利の利用をさらに第三者に許諾することができない。</p> <p>専属許諾におけるライセンサーはその許諾された範囲内において、著作財産権者の地位をもって権利を行使し、また自己の名義をもって訴訟上の行為をすることができる。著作財産権者は、専属許諾の範囲内での権利行使ができない。</p> <p>第2項から前項までの規定は、中華民國90年(2001年)11月12日の本法改正施行以前に為された許諾については、適用しない。</p> <p>音楽著作物が利用許諾を経てカラオケ装置に複製された場合、利用者はそのカラオケ装置を利用して当該著作物を公開に実演するときに、第七章の規定を適用しない。但し、著作権仲介団体の管理下におかれた音楽著作物は、この限りでない。</p>

(2009.05)

#### 05 著作権仲介団体 共同の利用料率を制定すべき、知的財産局は法改正を検討中 (2009.06)

##### 著作物利用料をめぐる市場の混乱を收拾するため

知的財産局は法改正を行い、著作権仲介団体に共同の料率を定め、かつ利用料徴収窓口を指定することを求める。利用料徴収窓口の設置は団体側が自ら協議し、テレビ局や放送局等利用者に料金を徴収する。同局は1ヶ月以内に改正条文を行政院に提出する予定である。

台湾の音楽著作権仲介団体の利用料の計算方法がまちまちで、利用者は異なる仲介団体と一々利用料につい

て交渉しなければならない。このため、紛争が頻繁に起きる。知的財産局は今までバランスが取れるような解決策を求めて多方交渉を試みたが、合意が得られなかった。

したがって、同局はスイスの制度を参考に、新たに著作権仲介団体条例第30条を修正し、仲介団体が利用者の利用態様が同じな状況の場合、共同料率を定めなければならない。また統一した利用料徴収の窓口を指定しなければならない。窓口は、利用者と仲介団体が一々交渉するのではなく、仲介団体らが自ら協議して設置するものである。仲介団体に猶予期間を与えるため、同改正条文が国会を通過して二年後に実施する。

また、著作権仲介団体条例草案第12条も修正する。これまで仲介団体の著作物利用料率は二通りしかない。一つは単一利用許諾、もう一つは一括許諾である。今後は新たに三つ目の方法を定める。つまり単一曲で利用料を計算する。即ち、利用者は利用した音楽著作物についてのみ料金を支払えばよい。

次は著作権仲介団体条例の一部を改正する案のポイントである。

1. 共同利用料率を新設する：

団体が多く、かつ料率計算方法の不一致による問題を解決するため、二つ以上の管理団体が単一の利用料率「共同利用報酬率」を共同で定める規定を新設する。著作権事務所管庁が指定する利用態様について、指定される関連集中管理団体は協議して共同使用報酬率及びその使用報酬の分配方法を共同で定め、並びにその中の一つの集中管理団体が利用者から徴収する。ただ、共同使用報酬率及び分配方法等事項については、複数の集中管理団体が協議して定める必要があるため、交渉や準備などに二年間の猶予期間を設ける（改正条文第3条、第30条）。

2. 民法に「補助宣告」が新設されたことにあわせて、集中管理団体の発起人の消極資格を修正する：

「補助宣告を受けた者」は、精神状態が精神的障害その他の心身的・知的障害のため、その意思表示又は受けた意思表示、その意思表示の効果を識別する能力が著しく不足である。集中管理団体の発起人は団体の発起・設立等高度な専門性及び複雑性を有する仕事及び関連書類の作成を担当するので、完全な行為能力を有する者が望ましい。したがって、民法の改正にあわせて、発起人の消極資格の一を修正する（改正条文第6条）。

3. 使用報酬率の計算方法の新設：

台湾では多くの著作権管理団体があり、利用者が実際に各団体が管理する著作物を利用する数が違うので、もし、一定の金額或いは比率により計算する方法が一つしかない場合、たとえ利用者が実際に利用する数が低くても、利用量が高いときと同じ料金を支払わされるのでは、フェアではない。したがって、単一著作物の一回利用のみの料金（即ち単一曲の計算方法）を計算するモデルが必要なため、一括許諾の場合には一定の金額或いは比率による、及び単一著作物の一回利用の料金の計算方法を同時に定めなければならない（改正条文第24条）。

4. 審議された使用報酬率に変更できない期間を修正する：

使用報酬率の審議過程においては大量のコストを投入したため、一度審議された使用報酬率は一定期間実施を維持すべきである。したがって、その期間を三年間とする。但し、重大な事情変更があった場合、利用者は審議を申請し、集中管理団体も改めて定めることができる（改正条文第25条）。

5. 仮支払（一時的支払）の基準を修正する：

今の集中管理団体のライセンス実務上、使用報酬率によらず、かえって比較的低い料金を徴収することがよくあるため、使用報酬率が定めてある場合を、本来の使用報酬率又は約束した使用報酬を択一して、仮支払の基準とすることができるように修正する（改正条文第26条）。

6. 団体が管理する著作財産権の情報提供の方法を修正する：

集中管理団体はその管理する著作物の情報について、公衆の要求に応じて提供するほか、現在の実務上、その著作財産権に関する情報をオンライン化して公衆に検索サービスを提供しているため、現状にあわせて団体が自ら進んで管理範囲情報をインターネットで公開することを義務付ける（改正条文第27条）。

7. 著作権事務所管庁の業務執行方法変更命令に従わないときの罰則を新設する：

改正条文第41条第4項により、著作権事務所管庁は集中管理団体に業務執行方法の変更又はその他必要な措置を命ずることができる。ただ、集中管理団体が所管庁の命令に従わないときに本条例には特別な罰則規定が設けられていない。所管庁が前項規定により団体に対する監督・指導効果を強化するため、日本の著作権等管理事業法第31条を参考に、集中管理団体が当該命令に違反する行為に過料を科する（改正条文第44条）。

(2009.06)